

○熱海駅前広場満足度向上市民懇話会設置要領

令和6年5月1日

(設置)

第1条 この要領は、平成29年4月に供用を開始した熱海駅前広場において、完成によってなお発生する課題・問題点について、広く意見を聴取し、熱海駅前広場及び熱海駅周辺の交通利便性や活性化を図るため、熱海駅前広場満足度向上市民懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 熱海駅前広場及び熱海駅周辺の交通利便性や活性化を図るため意見交換に関すること。
- (2) その他熱海駅前広場及び熱海駅周辺の利用及び活用を進めるために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員25人以内をもって組織する。

2 懇話会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。なお、各団体からの推薦は1名とする。

- (1) 観光商工関係団体から推薦を受けた者
- (2) 営業自動車組合(各バス事業者、タクシー事業者)から推薦を受けた者
- (3) 地域振興及びコミュニティ関係団体から推薦を受けた者
- (4) 鉄道事業者から推薦を受けた者
- (5) 道路及び交通に関する行政機関から推薦を受けた者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇話会に会長1人を置く。

2 会長は委員の互選により定める。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、熱海駅前広場担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和6年5月1日から施行する。

2 第3条第2項の規定による懇話会の委員の委嘱に関し必要な行為は、施行の日前においても行うことができる。

3 施行後及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行い、会長が選出されるまで、その議長となる。